

求ム！あなたのSDGs宣言！

都留市 SDGs宣言事業

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

令和4年1月
スタート!!



SDGsとは？

2015年9月、ニューヨーク国連本部で開催された国連サミットで、国際社会が抱える課題を2030年までに解決するために、全ての国連加盟193国が一致して採択した17の目標（ゴール）の事です。

～都留市SDGs宣言募集～

都留市では、社会が抱える課題解決と目標達成に一体となって取り組むため事業者・団体等の皆さまの「SDGs宣言」を募集します

SDGs宣言 受付・認定

都留市ホームページにて公表

取組みPR 活動の情報共有として

都留市SDGs宣言団体ステッカー交付



宣言方法等、詳しくは裏面の実施要領をご参照ください

申請方法・窓口・問い合わせ先

都留市役所産業課 商工観光担当

TEL :43-1111 E-mail : shoukoukankou@city.tsuru.lg.jp



都留市 S D G s 宣言実施要領

◆目的

- ①市内の事業所・団体等による S D G s 活動を促進すること。
- ②「都留市 S D G s 宣言団体」として市内外に取組内容の P R を実施すること。

◆対象者

○市内に事業所を有し、次に掲げる全ての要件を満たす事業者

- (1) 「都留市 S D G s 宣言事業」の趣旨に賛同し、S D G s 推進に関し現に実施し、又は実施する予定の取組を S D G s 宣言として宣言していること。
- (2) S D G s の達成に向けた目標と取組内容が S D G s の17のゴール及び169のターゲットと関連付けされていること。
- (3) S D G s の達成に向けた目標と取組内容が、この事業の趣旨に照らして適切なものであること。
- (4) 暴力団（都留市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

◆宣言後の取扱い

- ①宣言書の受理後、都留市産業課から「都留市 S D G s 宣言団体ステッカー」を交付します。（後日郵送）
- ②宣言書及び宣言事業所・団体等の一覧を都留市ホームページ上で公表します。
- ③毎年4月末までに目標に対する取組の実施状況について報告していただきます。（初回の宣言書届出から3か月に満たない場合を除く）

◆届出方法

都留市ホームページをご参照ください。

※各様式は、市役所産業課窓口のほか、商工会議所、各コミュニティセンターなどで配布しています。

また、市ホームページからダウンロードできます。

申請方法・窓口・問い合わせ先

都留市役所産業課 商工観光担当

TEL :43-1111 E-mail:shoukoukankou@city.tsuru.lg.jp

